IT 革命を推進するための電気通信事業における競争政策に関する意見

郵便番号 105-0001

住所 東京都港区虎ノ門四丁目 1番 13号

名称及び グローバルアクセス株式会社 代表者の氏名 代表取締役社長 山本 節夫

この度は、電気通信事業における競争政策の在り方に関する意見を述べさせていただく機会を 設けていただき、厚く御礼申し上げます。

以下のとおり、意見を述べさせていただきますので、お取り計らいの程よろしくお願い申し上げます。

1. ネットワーク構造と電気通信事業の将来像について

新たな技術革新や利用形態の変化による将来のネットワーク構造や電気通信事業の将来像については、本来、利用者のニーズに迅速に対応したサービスが次々と生み出される環境下において、市場原理によりその方向性が決定されるものと考える。従い、全ての電気通信事業分野において電気通信事業者が活発な事業を展開できるよう、真に有効かつ公正な競争環境を整備することを電気通信政策の主眼におくべきである。

- 2. 競争政策の基本的枠組みについて
- (1) 競争政策の基本理念について

電気通信事業者が柔軟かつ迅速な事業展開が可能となるよう、現在の電気通信事業者に対する規制のうち、公正競争の確保の観点からみて有効に機能していないと思われる事前構造規制は可能な限り廃止または簡素化し、必要最小限のものを事後規制とすることにより、事業者の自主性に基づく活発な競争を促進することが必要であると考える。

(2) ボトルネック設備、資源の公正な利用の在り方

現在の接続ルールに定められた電気通信設備以外の設備および資源に対しての、接続あるいは利用についても、その設備を有しない事業者にとって迅速な事業展開を図る上でボトルネックとなっている考えられるもの(事例は以下のとおり)については、適正な料金で開放することを義務付けるべきである。

NTT 地域会社の光加入者回線

NTT 地域会社の局舎へのコロケーション (接続を伴わないもの)

特定通信事業者の所有する主要 区の存するビルへのアクセス

(3) 非対称規制の拡充・強化および反競争的セーフガードの方策について

公正競争の確保の観点からみると、現行の非対称規制制度(料金の上限価格規制、接続 約款の認可等)だけでは十分でなく、市場支配力を武器に不公正な取引を強制することがで きる支配的事業者に対しては、線路敷設用の管路開放義務付けや接続を伴わない局舎ビ ルへのアクセスの開放義務付けなど更なる規制の強化が必要である。また、複数の事業分 野にまたがる事業者において、ある事業分野において市場支配力があると認められる場合 には、その分野の市場支配力を武器に他分野において不公正な競争を行うことを防止する ための施策や規制を考慮する必要がある。

(4) 行政の競争監視・紛争裁定機能の強化について

有効かつ透明な公正競争を確保し、市場支配力のあるものによる不公正なあるいは排除的な行為を監視するためには、米国の FCC や英国の OFTEL 等の例にみられる政策決定機関とは完全に独立した規制機関の設置が有効であると考える。

(5) 線路敷設の円滑化方策について

公益事業者等(NTT、電気、ガス、水道、鉄道、道路管理者等)が有する管路等については、早急にその空き情報を一般公開し、適性な料金及びルールに基づいた開放を義務付けるべきである。

3. ユニバーサルサービスの確保について

ユニバーサルサービスは、一般的には「不採算地域へのサービス提供義務」といった意味合いで用いられ、これが競争の犠牲になるという視点から議論されることが多いが、有効な競争が展開されている環境下でこそ、サービスおよび事業全体の合理化やコスト削減の結果よりよいサービスが提供され、結果として安い料金でユニバーサルサービスが提供できることとなる。従って、そのサービス範囲、確保主体、コスト負担および料金水準の検討に当たっては、競争とユニバーサルサービスは両立するという認識を踏まえ、取り組む必要がある。

4. 制度構築議論のオープン化について

現在、各方面において IT 革命に向けた電気通信制度の改革等についての議論が開始されており、都度、パブリックコメントが募集されているが、これまでの議論および政策の決定にあたっては、議論の過程の公開なしに結果のみが公開されただけという印象が強い。従い、今後の制度構築議論にあたっては、議事録の公開は当然のこととして、加えて議論の場への利用者や関係事業者の傍聴や発言を認めるなど、できる限りオープンな場で議論していただきたい。